

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都板橋区三園二丁目12番2号

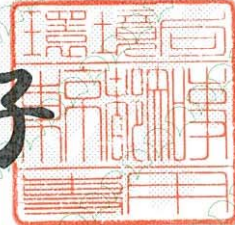
氏名 株式会社太陽油化  
代表取締役 石田 太平



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 平成28年 8月23日

許可の有効年月日 平成35年 8月22日



### 1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分(中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

油水分離 : 廃油

再生 : 廃油

生物処理 : 汚泥

切断 : 金属くず(廃自動車用オイルエレメントに限る)

圧縮梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず

圧縮 : 金属くず(廃自動車用オイルエレメントに限る)

濃縮・生物処理 : 廃油、廃アルカリ

(以上1種類)  
(以上1種類)  
(以上1種類)  
(以上1種類)  
(以上4種類)  
(以上1種類)  
(以上2種類)

### 2 事業の用に供する施設

住所: 東京都板橋区三園二丁目12番2号  
(詳細は裏面のとおりに)

### 3 許可の条件

(1) 廃油の油水分離の作業時間は、原則として9時から17時までとする。

(2) 廃油の再生の作業時間は、原則として8時から20時までとする。

(3) 切断、圧縮梱包及び圧縮の作業時間は、原則として7時から20時までとし、機器の稼働時間はそのうち8時間以内とする。

(4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(5) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 元年 8月23日 新規許可

平成28年 8月23日 更新許可 第5回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

認定番号: 3-15-C0076



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

(裏面)

許可番号

第13-20-005945号

## 2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都板橋区三園二丁目12番2号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
油水分離	廃油	7.2(m <sup>3</sup> /日)	-----	平成元年8月22日	-----	-----
再生	廃油	32.4(m <sup>3</sup> /日)	-----	昭和59年9月1日	-----	-----
生物処理	汚泥	81(m <sup>3</sup> /日)	-----	平成元年8月22日	-----	-----
切斷	金属くず(廃自動車用オイルエレメントに限る)	0.873(t/日)	-----	平成24年8月31日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類(廃バッテリーを除く)	0.552(t/日)	-----	平成24年8月31日	-----	-----
	紙くず	0.632(t/日)	-----			
	繊維くず	0.52(t/日)	-----			
圧縮	金属くず(廃自動車用オイルエレメントに限る)	5.392(t/日)	-----	平成26年3月20日	-----	-----
	濃縮・生物処理	廃油	5.9(m <sup>3</sup> /日)	平成26年9月11日	-----	-----
濃縮・生物処理	廃アルカリ	11.4(m <sup>3</sup> /日)	-----	平成27年2月17日	-----	-----
	廃油					

NO COPY

再複写無効

(以下余白)